

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

つなぐ・まもる・めぐる 生坂村 まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県東筑摩郡生坂村

3 地域再生計画の区域

長野県東筑摩郡生坂村の全域

4 地域再生計画の目標

本村の人口は1957年の5,489人をピークに減少しており、2010年度の国勢調査では1,953人、2020年度では1,639人と大きく減少している。国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査をベースにした総人口は2025年には1,503人と推計されているが、2024年の住民基本台帳人口は1,625人となっている。推計では2030年以降も5年間隔で10%程度ずつ減少していく見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、生産年齢人口（15～64歳）は1980年には2039人であったが、総人口と同様に減少傾向にあり、2020年には774人となっている。老年人口（65歳以上）は、2000年の834人をピークに減少しており、2020年は696人と、2025年以降の推計でも減少することが予測されている。年少人口（14歳以下）は、1980年には老年人口（550人）とほぼ同数の548人であったが、それ以降は減少しており、2020年には169人となっている。

自然動態をみると、1989年までは出生数と死亡数が同値であったが、それ以降は自然減が続いており、2021年度には▲16人（出生数9人、死亡数25人）となっている。ここ数年を見ても出生数は10人程で、今後も更に減少していくことが予想される。本村の合計特殊出生率は、2015年に1.55となっており、長野県の数値（2015年は1.58）と比較するとやや低い数値で推移している。

社会動態をみると、2013年は18人（転入数66人、転出数48人）、2019年は6人（転入数46人、転出数40人）、2020年は3人（転入数66人、転出数63人）

の社会増となっており、本村が取り組む住宅建設や就農者の受け入れ等の成果が出ている年もあるものの、全体の推移をみると社会減が続いている状態であり、2024年は▲16人（転入51人、転出67人）の社会減となっている。

このような出生数の減少や転出者の増加を原因とする急速な人口減少を防ぐため、村民と本村の間で現状や課題を共有し、危機感をもって対策していくことが重要である。そのために、まず若い世代の人口を定着させるために村外からの新規就農者の移住支援を強化し、産地としてブランドを構築する。さらに、六次産業化により「農や田舎」を起点とした所得を創り出し、雇用・就業の創出を目指す。また、村内のアウトドアやスポーツを楽しむことができる施設を最大限活用し、本村の魅力を知ってもらうことで、交流から移住へつなげる。こうした安定した雇用の創出や移住の促進によるまちづくりを通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 地域の特性に応じた、雇用・就業の創出
- ・基本目標2 村からの人口流出を抑制し、移住・定着を図る
- ・基本目標3 結婚・出産・子育ての環境を整える
- ・基本目標4 安心でやさしい暮らしをつくり、守ります

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標
ア	就業者数	454人 (2021R3年経済センサス)	456人 (2026年経済センサス)	基本目標1
ア	農業産出額	290,000千円 (2022市町村別農業産出)	310,000千円 (2027市町村別農業産出)	基本目標1

		額)	額)	
イ	人口	1,609人 (2024住民基本台帳)	1,598人 (2029住民基本台帳)	基本目標 2
イ	転出者数	41人 (2024住民基本台帳)	40人 (2029住民基本台帳)	基本目標 2
イ	転入者数	42人 (2024住民基本台帳)	45人 (2029住民基本台帳)	基本目標 2
ウ	過去3年間の平均 出生数	6人 (2024村統計)	6人 (2029村統計)	基本目標 3
ウ	子育て環境満足度	3.5点 (2024村統計)	4.1点 (2029村統計)	基本目標 3
エ	平均寿命	85.5歳 (2023村統計)	85.5歳 (2029村統計)	基本目標 4
エ	65歳以上の介護認 定率	19.6% (2024村統計)	18.9% (2029村統計)	基本目標 4
エ	行政情報の提供を 満足と感じる村民 の割合	43.1% (2024村民アンケート)	50.0% (2029村民アンケート)	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

つなぐ・まもる・めぐる 生坂村 まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 地域の特性に応じた、雇用・就業の創出事業

イ 村からの人口流出を抑制し、移住・定着を図る事業

ウ 結婚・出産・子育ての環境を整える事業

エ 安心でやさしい暮らしをつくり、守る事業

② 事業の内容

ア 地域の特性に応じた、雇用・就業の創出事業

農林地の多い本村の特色を活かし、農林業の振興により、新規就農者と農業関連産業を中心に、地に足のついた産業の育成による就業基盤を創出する。

【具体的な事業】

- ・農林業の振興
- ・商工業等の支援と多様な就労の場の創出 等

イ 村からの人口流出を抑制し、移住・定着を図る事業

本村の魅力をPRするとともに、移住者向け住宅の整備と就業基盤の創出により、移住者の受け入れを推進する。また、本村の特産であるブドウを活かし、村外からのブドウ栽培への新規参入促進を図る。他方で安心して生活できる生活基盤の整備を進めることにより人口流出を抑制する。

【具体的な事業】

- ・地域資源を活かした交流と集客の促進
- ・移住の促進
- ・安心して暮らせる生活基盤整備の推進 等

ウ 結婚・出産・子育ての環境を整える事業

出産、育児をサポートする体制を整えることによって、出生数の増加を図るとともに、男女の出会いを促進し、子育て世代の定住と転入促進を図る。

【具体的な事業】

- ・子どもの健やかな成長と子育てを応援する事業
- ・子どもの心と生きる力を育む事業
- ・婚活支援 等

エ 安心でやさしい暮らしをつくり、守る事業

本村の各地区住民と行政が連携・協働し、住民の主体的な力を引き出し

ながら、住民の誰もが安全で快適に暮らすことのできる環境と、生きがいを持って活躍できる地域づくりを目指し、持続可能な行財政運営の村を目指す。

【具体的な事業】

- ・快適に暮らせる環境づくり
- ・元気な暮らしを守る事業
- ・全ての人にやさしい村づくり
- ・あらゆる危害から村民を守る事業
- ・行財政運営の効率化の推進 等

※なお、詳細は第3期生坂村 まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

700,000千円（2025年度から2029年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本村公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで

6 計画期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで